原料費調整制度による単位料金の調整について

令和6年9月27日

【原料費調整制度】により令和6年11月検針分の調整単位料金につきまして、令和6年10月検針分より１立方メートルあたり4.706円値上させていただきます。これにより標準家庭（一般料金）において１４立方メートルあたり66円の値上になります。また、令和6年11月検針分に適用させていただくガス料金につきましては令和6年10月の検針時に配布するお知らせ票にてまえもってお知らせいたします。

今回の令和6年11月分（10月使用・11月検針分）のガス料金には、政府支援の「酷暑乗り切り緊急支援」事業を踏まえた値引が1㎥あたり10円反映されています。

※本事業の概要は、経済産業省ホームページ、「電気・ガス料金支援サイト」をご覧ください。
（https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp）

令和6年11月検針分の料金表です。

（消費税込）

	A料金（円/㎥）	B料金（円/㎥）	C料金（円/㎥）	D料金（円/㎥）
適用区分	0㎥～10㎥	１０㎥～３０㎥	３０㎥～８０㎥	８０㎥以上
基本料金	935.0000	1,804.0000	2,321.0000	6,209.5000
従量料金	426.3156	339.4156	322.1786	273.5696

※従量料金単価は、原料費調整制度により原料費の変動があった場合（毎月）調整されます。

【ガス料金の計算式】

ガス料金　＝　基本料金＋[ガス使用量×従量料金]

↓

早収料金（*1）

※消費税相当額（10％）を含みます。
※*1において円未満の端数は切り捨てます。

上記の早収料金は、検針日の翌日から40日以内（早収期間）にお支払いいただく場合の金額となります。

40日を過ぎてからお支払いいただく場合は、早収料金を3%割増しした金額（遅収料金）となり、その差額（遅収加算額）を翌月以降のガス料金に加算してお支払いいただきます。